

市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準（改定版）

I 気象（暴風を含む警報、特別警報、危険警報）

- 1 当日の午前7時の時点で、当該地域に暴風を含む警報、「特別警報（警戒レベル5）」、「危険警報（警戒レベル4）」が発表されている場合は、その日は臨時休業とする。
 - 1の2 当日の午前7時以降で幼稚園・学校の登園・登校中または登園・登校後に、当該地域で確実に暴風を含む警報、「特別警報（警戒レベル5）」「危険警報（警戒レベル4）」の発表が見込めるときは、その日は学校長の判断で臨時休業とすることができる。
- 2 当日の午前7時を基準とする前後の時間帯に、当該園・当該校の所在する地域に前項に規定する警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて各園長・学校長が判断し、必要に応じ臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置を行う。
 - 警戒レベル3の大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、または大雪警報のいずれかが発表されている。
 - 避難情報が発表され、当該園・当該校に避難所が開設されている（複数の発表等を含む）。
 - 当該校の児童生徒の登校に影響する範囲の公共交通機関（JR西日本、京阪電車等）が運転を見合わせている。
 - その他、大雨や大雪等の影響により、幼児児童生徒の安全確保が難しい場合。